

令和 2 年第 3 回神奈川県議会定例会議案

(予算 その 3)

目次		
議案番号	件名	ページ
定県第 118 号議案	令和 2 年度神奈川県一般会計補正予算 (第 8 号)	1
	第 1 表 歳入歳出予算補正	2
	第 2 表 繰越明許費	4
	第 3 表 債務負担行為追加	6
	第 4 表 地方債変更	8
定県第 119 号議案	同 年度神奈川県 水源環境保全・再生事業会計補正予算 (第 1 号)	11
定県第 120 号議案	同 年度神奈川県 水道事業会計補正予算 (第 1 号)	13
定県第 121 号議案	同 年度神奈川県 公営企業資金等運用事業会計補正予算 (第 1 号)	15
定県第 122 号議案	同 年度神奈川県 酒匂川総合開発事業会計補正予算 (第 1 号)	17

令和 2 年度神奈川県一般会計補正予算（第 8 号）

令和 2 年度神奈川県一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 309 億 2,514 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 兆 3,419 億 3,768 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為追加」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債変更」による。

令和 2 年 11 月 25 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金		518,250,704 ^{千円}	30,346,805 ^{千円}	548,597,509 ^{千円}
	1 国庫負担金	53,362,899	266,000	53,628,899
	2 国庫補助金	458,350,871	30,080,805	488,431,676
11 繰入金		58,159,867	399,000	58,558,867
	2 基金繰入金	57,117,490	399,000	57,516,490
12 繰越金		755,032	145,338	900,370
	1 繰越金	755,032	145,338	900,370
14 県債		183,499,000	34,000	183,533,000
	1 県債	183,499,000	34,000	183,533,000
歳入合計		2,311,012,537	30,925,143	2,341,937,680

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		360,330,519 ^{千円}	1,045,913 ^{千円}	361,376,432 ^{千円}
	1 政 策 費	10,010,476	12,456	10,022,932
	9 国 際 文 化 観 光 費	7,467,096	1,033,457	8,500,553
4 民 生 費		362,196,928	27,171,550	389,368,478
	2 障 害 福 祉 費	81,440,282	2,832,771	84,273,053
	4 生 活 保 護 費	35,095,926	23,000,000	58,095,926
	5 児 童 福 祉 費	98,120,303	1,338,779	99,459,082
5 衛 生 費		459,703,353	1,472,000	461,175,353
	4 医 薬 費	167,144,937	1,472,000	168,616,937
11 教 育 費		410,652,996	1,235,680	411,888,676
	1 教 育 総 務 費	24,583,497	1,235,680	25,819,177
歳 出 合 計		2,311,012,537	30,925,143	2,341,937,680

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費			1,585,457 ^{千円}
	6 総務管理費		152,000
		本庁舎等維持運営費	95,000
		住宅供給公社ビル等貸室借上費	57,000
	9 国際文化観光費		1,433,457
		「地元かながわ再発見」推進事業費	1,433,457
6 労働費			60,000
	1 労政費		60,000
		働き方改革推進事業費	60,000
8 商工費			7,500,000
	1 商工総務費		7,500,000
		県内消費喚起対策事業費	7,500,000
9 土木費			1,015,114
	2 道路橋りょう費		94,000
		道路改良費	94,000
	3 河川海岸費		885,474
		河川改修事業費	800,994
		河川再生事業費	84,480
	4 砂防費		35,640
		急傾斜地崩壊対策事業費	35,640
11 教育費			1,235,680
	1 教育総務費		1,235,680

款	項	事業名	金額
		県立学校空調設備整備費	1,235,680 ^{千円}
合		計	11,396,251

第3表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度 額
県 有 林 事 業 費	令和2年度から 令和3年度まで	千円 22,770
旧 社 営 林 事 業 費	令和2年度から 令和3年度まで	52,533
林 道 改 良 事 業 費	令和2年度から 令和3年度まで	137,577
治 山 事 業 費	令和2年度から 令和3年度まで	42,163
保 安 林 改 良 事 業 費	令和2年度から 令和3年度まで	2,200
水 源 林 確 保 事 業 費	令和2年度から 令和3年度まで	11,840
水 源 林 整 備 事 業 費	令和2年度から 令和3年度まで	227,364
道 路 補 修 費	令和2年度から 令和3年度まで	1,449,000
道 路 災 害 防 除 事 業 費	令和2年度から 令和3年度まで	80,000
交 通 安 全 施 設 等 整 備 費	令和2年度から 令和3年度まで	262,000
橋 り よ う 補 修 費	令和2年度から 令和3年度まで	26,000
街 路 樹 維 持 事 業 費	令和2年度から 令和3年度まで	16,000
道 路 改 良 費	令和2年度から 令和3年度まで	592,000
街 路 整 備 費	令和2年度から 令和3年度まで	173,000
河 川 修 繕 費	令和2年度から 令和3年度まで	483,000
水防情報基盤緊急整備事業費	令和2年度から 令和3年度まで	20,000

事 項	期 間	限 度 額
河 川 改 修 事 業 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	千円 153,750
海 岸 補 修 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	24,000
海 岸 高 潮 対 策 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	183,000
砂 防 林 事 業 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	20,000
砂 防 施 設 改 良 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	3,000
防 災 砂 防 事 業 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	32,500
地 す べ り 対 策 事 業 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	27,000
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	128,000
港 湾 指 定 管 理 費	令和 2 年度から 令和 4 年度まで	196,823
港 湾 補 修 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	10,000
公 園 整 備 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	105,000
高 等 学 校 施 設 整 備 工 事 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	553,000
高 等 学 校 施 設 整 備 工 事 設 計 調 査 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	212,400
警 察 施 設 各 所 営 繕 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	158,081
交 通 安 全 施 設 整 備 費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	215,000

第4表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(教育債) 高等学校施設 整備事業費	千円 12,264,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和2年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本	年 5.0% 以内。 ただし、 利率 見直し 方式で 借り入 れる公 的資金 につい て、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直しの 利率と する。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他	千円 12,298,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和2年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本	年 5.0% 以内。 ただし、 利率 見直し 方式で 借り入 れる公 的資金 につい て、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直しの 利率と する。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合 計	183,499,000				183,533,000			

令和 2 年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計 補正予算（第 1 号）

令和 2 年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 2 年 11 月 25 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水 源 林 整 備 事 業 費	令和2年度から 令和3年度まで	千円 110,296
水 源 林 土 壌 保 全 対 策 事 業 費	令和2年度から 令和3年度まで	5,588

令和 2 年度神奈川県水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 2 年度神奈川県水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 令和 2 年度神奈川県水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
取水及び浄水施設維持運営費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	53,665
送配水施設維持運営費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	43,659
原水及び浄水設備整備事業費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	34,136
配水管網再構築事業費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	306,327
水道施設耐震化事業費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	771,215
老朽配水管 リフレッシュ事業費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	2,298,427
その他配水設備整備費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	45,364
大口径老朽管 リフレッシュ事業費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	337,661

令和 2 年 11 月 25 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和 2 年度神奈川県公営企業資金等運用事業会計 補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 2 年度神奈川県公営企業資金等運用事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度神奈川県公営企業資金等運用事業会計予算第 7 条の次に、次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 8 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
プロミティふちのベビル 維持管理事業費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	3,542 ^{千円}

令和 2 年 11 月 25 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和 2 年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計 補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 2 年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 令和 2 年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
貯水池等保全対策事業費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	85,000 <small>千円</small>

令和 2 年 11 月 25 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

